

社会医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里
(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)
運 営 規 程

施設規則 第9号
2026年8月1日

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人清仁会が開設する社会医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里(以下「当事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保 するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、要介護又は要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所 リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが出来るように努める。

5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気づくりを重視するとともに、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようなサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項、利用料、利用 約款等について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

(1) 事業所名	社会医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里 通所リハビリテーション		
(2) 開設年月日	平成9年10月1日		
(3) 所在地	京都府南丹市八木町西田山崎16番地		
(4) 電話番号	0771-43-2111	FAX	0771-42-3933
(5) 管理者名	原田 政吉		
(6) 介護保険事業者番号	介護老人保健施設(2653480018号)		

(従業者の職種、員数、主な勤務形態及び勤務時間)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数、主な勤務形態及び勤務時間は、次のとおりであり、必置職については法令の 定めるところによる。

(1) 医師	1 人以上(兼務)
(2) 理学療法士	2 人以上
(3) 言語聴覚士	0.3 人以上(兼務)
(4) 介護職員	3 人以上
(5) 支援相談員	1 人以上(兼務)
(6) 管理栄養士	1 人以上(兼務)
(7) 事務員等	5 人以上(兼務)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士、言語聴覚士は、医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメントなどの栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 事務員等は、主に職員の福利・厚生・人事資料の作成、施設療養費の請求等の庶務業務及び物品の調達、保管、営繕、洗濯業務並びに車両の運行等当事業所の維持・管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 日曜祝祭日及び12月30日～1月3日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日は午前8時30分から午後4時45分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、30名とする。

(事業の内容)

第9条 事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) リハビリテーション
- (2) 入浴介助
- (3) 食事の提供
- (4) 居宅と施設間の送迎
- (5) 健康チェック

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、当事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
上記以外に下記に定める料金の支払いを受ける。

食費	(食材料費＋調理費)	1日	700 円
教養娯楽費	(レクリエーション材料など)	1日	100 円
おやつ代		1日	165 円
キャンセル料	(当日キャンセルの場合)	1回	700 円

(通常の事業の実施地域)

第11条 第11条 通常の実施地域の実施地域は、次のとおりとする。

- 亀岡市(川東地区、大井町、千代川町、宮前町)
南丹市(八木町・園部町)
- 2 前項の実施地域のうち、中山間地域等提供加算の対象地域は、次のとおりとする。
- (1) 亀岡市 宮前町
 - (2) 南丹市 八木町神吉地区、園部町川辺・摩気・西本梅地区

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食事は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 飲酒は、原則として禁止する。
- (3) 火気の取扱い、は、原則として禁止する。
- (4) 設備・備品の利用は、職員の指導に従い、位置又は形状の変更、若しくは故意、又は不注意による損害を与えてはならない。
- (5) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関への受診は、利用者の 家族において実施するものとする。
- (6) 宗教活動は、これを行ってはならない。
- (7) ペットの持ち込みは禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (9) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。
- (10) 利用当日におけるキャンセルについては、第10条に定めるキャンセル料の支払いを受けることとする。

(身体拘束等)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第15条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別紙)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務部長(欠員の場合は、業務係長又は管理系の責任者)を充てる。
- (2) 火元責任者には、各系の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、有資格委託業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所 リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第18条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当事業所職員の資質向上のために、その研修機会の確保に努める。

- 2 当事業所は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第20条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人清仁会就業規則及び介護老人保健施設シミズ ふないの里就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第22条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、懲戒解雇、又は違約金を求めることがある。但し、次の各号についての情報提供については当施設は、利用者及び扶養者から同意を得た上で行うこととする。
- ① 介護保険サービス利用のための市区町村、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者(地域包括支援センター)その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な療養のための医療機関への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同等の取扱いとする。

(緊急時の対応)

- 第23条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがある。
- 2 当事業所は、利用者に対し当事業所における指定通所リハビリテーションサービス及び指定介護予防通所リハビリテーションでの対応が困難な状態、また専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
 - 3 前2項のほか、当事業所は、通所中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定する者に 対し、緊急に連絡する。

(要望又は苦情等の申出)

- 第24条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情について、支援相談員に申し出ることができる。または意見箱に管理者宛てへ 文書で投函することができる。
- 2 上記の他に、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができる。

(事故発生の防止および事故発生時の対応)

- 第25条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故の発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村と利用者の家族等に連絡をするとともに必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

- 第26条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当事業所の責に 帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合は当事業所は利用者に対して損害を賠償することとする。 但しその損害が当事業所の責にない場合は損害の賠償は行わない。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとする。
 - 3 貴金属品、補聴器、入歯、金品等個人の所有物に関する管理について、盗難、紛失等については、当施設では その損害の賠償は行わない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示及び当事業所ホームページにて公表する。
 - 3 当事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員に就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、別に施設長が定める。
- 5 協力医療機関及び協力歯科医療機関は京都中部総合医療センター、シミズ病院、洛西シミズ病院、洛西ニュータウン病院、亀岡シミズ病院、永田歯科医院とする。

付 則

平成 9年10月1日施行	平成22年 4月1日改訂	平成31年 4月1日改訂
平成14年 4月1日改訂	平成23年 4月1日改訂	2019年10月1日改訂
平成15年 4月1日改訂	平成24年10月1日改訂	2020年 4月 1日改訂
平成16年 4月1日改訂	平成25年 4月1日改訂	2021年 4月 1日改訂
平成17年 4月1日改訂	平成26年 4月1日改訂	2022年 4月 1日改訂
平成17年10月1日改訂	平成26年 8月1日改訂	2024年 6月 1日改定
平成18年 4月1日改訂	平成27年 4月1日改訂	2026年 4月 1日改定
平成18年11月1日改訂	平成27年11月1日改訂	2026年 7月 3日改定
平成19年 4月1日改訂	平成28年 4月1日改訂	2026年 8月 1日改定
平成20年 4月1日改訂	平成29年 4月1日改訂	
平成21年 4月1日改訂	平成30年 4月1日改訂	